

東京外国語大学国際教育支援基金
令和5年度 長幸男アジア奨学生募集要項
(元本学学長長幸男先生の遺志による奨学金)

【応募締切：2023(令和5)年7月3日(月)16:30 厳守】

1. 応募資格

- (1) 本学の正規の課程に所属する学部生又は大学院生であって、アジア諸国・地域*から来日している私費留学生

*アジア諸国・地域

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中国（香港）、台湾

- (2) 2023年4月1日現在で35歳以下の者
(3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
(ただし、月額5万円以下の奨学金受給は可)
(4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
(5) 日本語による意思伝達が可能である者

2. 対象学年

学部生：2023年4月時点で3年次生以上に在学する者

大学院生：2023年4月時点で正規生として在学する者

ただし、所定の必要最小限の修業年限内の者(いわゆる留年又は休学なし)を原則とする。

3. 奨学生数 学部生 1名、 大学院生 1名 (計2名)

4. 奨学金額 月額8万円

5. 奨学金支給期間 2023年4月から2024年3月までの1年間
※8月に4月～8月分をまとめて支給します。
その後は各月毎に支給します。

6. 応募の手続き

次の書類を揃え2023年7月3日(月)16時30分までに留学生課窓口へ提出する。

- (1) 奨学金申請書(ホームページからダウンロード)
(2) 在学証明書
(3) 学生証の写し
(4) 在留カードの写し(住所、氏名、在留資格の確認)
(5) 成績証明書(ただし、新入生で現在在籍している課程の成績証明書が提出)

できない場合は不要)

7. 選考及び決定

申請のあった者について、留学部会の選考を経て、学長が奨学生を決定する。

8. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (6) 無断で出資者との交流会を欠席したとき
- (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8) 本学又は出資者の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
- (9) その他留学生としての資格を失ったとき

9. 報告書の提出

奨学生は、出資者から要求があったときは、学修の状況（学業成績を含む）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

10. 問い合わせ先

本奨学金について不明の点があれば、留学生課留学生生活係まで照会すること。

担当：やまもと

TEL :042-330-5185

E-mail: ryugakusei-seikatsu@tufs.ac.jp